

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1070 号（諮問第 1745 号）

件名：答申書等の不開示（不存在）決定に関する件

- 1 開示請求
平成 28 年 7 月 4 日等
- 2 原処分
平成 28 年 7 月 29 日等（不開示（不存在）決定）
愛知県教育委員会は、別表の 5 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示とした。
- 3 審査請求
平成 28 年 8 月 2 日等
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 5 年 5 月 22 日
- 5 答申
令和 5 年 8 月 29 日
- 6 審査会の結論
愛知県教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
本件審査請求は、特定の審査請求人から提起された 19 件の審査請求であるところ、審査請求の対象となっている処分がいずれも不存在を理由とした不開示決定であり、また、審査請求の趣旨及び理由が共通していることから、実施機関において併合したものである。
実施機関は、審査請求の対象となっている開示請求について、その性質ごとにまとめた上で不開示理由を整理していることから、当審査会は実施

機関の整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 別表の1欄に掲げる請求4（以下「請求4」という。同欄に掲げる請求1以下も同様とする。）、請求5、請求6の①及び②、請求7の①、請求8、請求9の①から⑫まで、請求11の①及び②、請求12から請求14まで、請求16、請求17並びに請求19

実施機関によれば、これらに係る請求は、請求4の「裁判で使用した「メール」の定義が記載されている文書」、請求9の②の「岡崎養護学校長が専決権を行使したことがわかる文書」、請求11の②の「開示請求人が何者であるか考慮する必要性を記載した文書(開示請求に対する補正に関する分のみ)」等、愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）において事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書を請求するものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらに係る請求対象文書は、特別支援教育課において事務として遂行することが想定されないものであるため、作成又は取得する必要がある文書ではないという実施機関の主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求7の②、請求10、請求15及び請求18

実施機関によれば、これらに係る請求は、請求7の②の「平成23年9月1日付 特別支援教育課職員Dが作成した開示請求人との面談記録」、請求18の「事故報告書 H27年度 H28年度」等、事務を遂行する上で必要となれば特別支援教育課で作成する可能性がある文書であるが、当該開示請求時点の特別支援教育課において必要なかったことから作成していない文書を請求するものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらに係る請求は、特別支援教育課において事務を遂行する上で必要のない文書を請求するものであるという実施機関の主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求1

実施機関によれば、請求1の請求対象文書は、情報公開審査会及び個人情報保護審議会から出された不服申立てに係る答申であって、開示請求時点において特別支援教育課が管理しているものと解したとのことである。その上で、実施機関は、当該審査請求人自身が行った不服申立てに係る答申については、当然、保管しているはずであることから、当該

審査請求人が提起した不服申立てに係る答申を除いた分としてよいか補正を求め、回答期限までに連絡がない場合は、当該審査請求人が提起した不服申立てに係る答申を除いた分の開示請求と理解し、情報公開事務を進めていく旨を通知したところ、回答期限までに審査請求人からの回答がなかったことから、当該審査請求人が提起した不服申立てに係る答申を除いた分を請求しているものと解したとのことである。

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書の内容を確認したところ、回答がない場合は当該審査請求人が提起した不服申立てに係る答申を除く旨、実施機関が主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。

そこで、当審査会において検討したところ、補正の求めに対する審査請求人からの回答がなかったという経緯からすれば、請求1の請求対象文書は存在しなかったとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

そのほか、請求1の請求対象文書が存在することについての審査請求人による具体的主張はなく、請求対象文書の存在をうかがわせる事情は存在しない。

エ 請求2及び請求3

実施機関によれば、請求2及び請求3に係る請求対象文書は、行政文書開示請求書のうち、特別支援教育課が情報公開審査会に諮問したものの、未だ処理が完結していない処理中の不服申立て及び特別支援教育課が未だ諮問していない不服申立てに係る行政文書開示請求書であると解したとのことである。その上で、当該審査請求人自身が提起した不服申立てに係る行政文書開示請求書については、当然、保管しているはずであることから、当該審査請求人が提起した不服申立てに係る行政文書開示請求書を除いた分としてよいか補正を求め、回答期限までに連絡がない場合は、当該審査請求人が提起した不服申立てに係る行政文書開示請求書を除いた分の開示請求と理解し、情報公開事務を進めていく旨を通知したところ、回答期限までに審査請求人からの回答がなかったことから、当該審査請求人以外が行った不服申立てに係る行政文書開示請求書を請求しているものと解したとのことである。

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書の内容を確認したところ、回答がない場合は当該審査請求人が行った不服申立てに係る行政文書開示請求書を除く旨、実施機関が主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。

そこで、当審査会において検討したところ、補正の求めに対する審査請求人からの回答がなかったという経緯からすれば、請求2及び請求3の請求対象文書は存在しなかったとする実施機関の主張に、特段不自然、

不合理な点は認められない。

そのほか、請求 2 及び請求 3 の請求対象文書が存在することについての審査請求人による具体的主張はなく、請求対象文書の存在をうかがわせる事情は存在しない。

オ 以上のことから、本件請求対象文書は存在しないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示決定日	4 開示請求日	5 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項
1	平成28年8月2日	平成28年7月29日 28教特第419号	平成28年7月4日	現在管理しているもの 答申書 (県民総務課情報グループから入手したもの)
2	平成28年8月2日	平成28年7月29日 28教特第420号	平成28年7月4日	行政文書開示請求書(不服申立てのうち諮問されたものの未処理となっているもの)
3	平成28年8月2日	平成28年7月29日 28教特第421号	平成28年7月4日	行政文書開示請求書(不服申立てのうち、未諮問のもの)
4	平成28年8月19日	平成28年8月16日 28教特第461号	平成28年8月2日	裁判で使用した「メール」の定義が記載されている文書
5	平成28年8月19日	平成28年8月16日 28教特第464号	平成28年8月2日	職員Aが使用しているメールの定義がわかる文書
6	平成28年8月19日	平成28年8月16日 28教特第465号	平成28年8月2日	・職員Bが使用しているメールの定義が記載されている文書
・職員Cが使用しているメールの定義が記載されている文書				
7	平成28年8月25日	平成28年8月22日 28教特第483号	平成28年8月8日	平成23年9月1日付 特別支援教育課職員Dが作成した陳述書に記載の内容に関する開示請求
①				・開示請求書 (職員Dが意味もなく開示請求していると思ったもの)
②	・職員Dが作成した開示請求人との面談記録			
8	平成28年8月30日	平成28年8月26日 28教特第516号	平成28年8月8日	平成23年9月1日付 特別支援教育課職員Dが作成した陳述書に記載の内容に関する開示請求 手、足が不自由な児童生徒に対する評価に、「不適応行動」を使用した理由がわかる文書(開示請求時点のもの)
9	平成28年8月30日	平成28年8月26日 28教特第504号	平成28年8月12日	平成28年6月16日付 28教特第314号 不開示理由等説明書に記載の内容に関する開示請求
①				・別紙1の児童生徒の不適応行動の定義及び判定基準が記載されている文書
②				・岡崎養護学校長が専決権を行使したことがわかる文書
③	・教育支援計画の主障害名の記載方法手順がわかる文書(新規採用教員が研修で入手したもの) 開示請求時点のもの			

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示決定日	4 開示請求日	5 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
④				・保護者に不適応行動があると説明する方法、内容が記載されている文書（開示請求時点のもの）
⑤				・障害の定義が記載されている文書（開示請求時に新規採用教員に配布したもの）
⑥				・児童生徒の行動の評価するための文書（開示請求時点で管理しているもの）
⑦				・新規採用教員に対する人権に配慮する能力を評価する文書
⑧				・新規採用教員に児童生徒とのコミュニケーションをとる能力・意欲を評価した文書
⑨				・校長が新規採用教員に「不適応行動」という用語を使用する理由が記載されている文書（開示請求時点のもの）
⑩				・教育公務員特例法（開示請求時点のもの）
⑪				・不適応行動をする児童生徒の個別の教育支援計画の作成方法が記載されている文書
⑫				・不適応行動の種類と程度が記載されている文書（岡崎養護学校が提出した文書）
10	平成28年8月30日	平成28年8月26日 28教特第511号	平成28年8月8日	平成23年9月1日付 特別支援教育課職員Dが作成した陳述書に記載の内容に関する開示請求 ・各特別支援学校から入手したもの
11	平成28年9月7日	平成28年9月2日 28教特第542号	平成28年8月19日	現在管理しているもの ・開示請求人に情報提供した個別の教育支援計画 ・開示請求人が何者であるかを考慮する必要性を記載した文書 （開示請求に対する補正に関する分のみ）
①				
②				

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示決定日	4 開示請求日	5 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項
12	平成28年9月7日	平成28年9月1日 28教特第532号	平成28年8月18日	現在管理しているもの 個別の教育支援計画 (保護者印があるもの)
13	平成28年9月13日	平成28年9月8日 28教特第558号	平成28年8月25日	職員Eが開示請求人に情報提供した文書 (個別の教育支援計画、個別の指導計画のみ)
14	平成28年9月13日	平成28年9月8日 28教特第562号	平成28年8月18日	現在管理しているもの 障害のある児童の判定基準が記載されている文書
15	平成28年10月13日	平成28年10月5日 28教特第583号	平成28年9月21日	別添1に係る事務処理の時間・その根拠がわかる文書 (愛知県知事部局の課は行政文書を明らかにして縮減等の協議をすることを示めず文書を添付する)
16	平成28年12月26日	平成28年12月19日 28教特第744号	平成28年11月21日	行政文書開示請求書の補正について(通知) (裁判書類として管理されているもの)
17	平成29年1月30日	平成28年12月9日 28教特第730号	平成28年11月25日	H26年度～H28年度 愛知県議会に提出した報告書
18	平成29年1月30日	平成28年12月28日 28教特第761号	平成28年12月16日	事故報告書 H27年度 H28年度
19	平成29年1月30日	平成29年1月5日 28教特第763号	平成28年12月22日	H28年度 わいせつ教員の処分に関する文書